

1. 平成29年第3回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

平成29年10月2日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第84号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第85号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第86号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第87号 平成28年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程6 議案第88号 平成28年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程7 議案第89号 平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程8 議案第90号 平成28年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程9 議案第91号 平成28年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 議案第92号 平成28年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第93号 平成28年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第94号 平成28年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第95号 平成28年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第96号 平成28年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第97号 平成28年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第98号 平成28年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第99号 平成28年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第100号 平成28年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第101号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第102号 平成28年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第103号 平成28年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第104号 平成28年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第105号 平成28年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 議案第106号 平成28年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 議案第107号 平成28年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程26 議案第108号 平成28年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程27 議案第109号 平成28年度郡上市病院事業会計決算認定について
- 日程28 議案第118号 市道路線の廃止について
- 日程29 議案第119号 市道路線の認定について
- 日程30 議 発 第 4 号 全国森林環境税の創設に関する意見書について
- 日程31 議 発 第 5 号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書について
- 日程32 請 願 第 3 号 国民健康保険の県単位化に伴い加入者負担の大幅軽減を求める意見書提出の請願書
- 日程33 議報告第9号 中間報告について（産業建設常任委員会、文教民生常任委員会、広報広聴特別委員会、議会改革特別委員会、空き家・移住対策特別委員会の視察研修報告）

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程33まで

- 日程34 議案第120号 平成29年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程35 議案第121号 工事請負変更契約の締結について（（仮称）郡上市歴史資料・文化財収蔵施設新築（建築）工事）
- 日程35 議 発 第 6 号 持続可能な国民健康保険制度に対する国の財政支援等を求める意見書について

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 三 島 一 貴 | 2 番 | 森 藤 文 男 |
| 3 番 | 原 喜与美 | 4 番 | 野 田 勝 彦 |
| 5 番 | 山 川 直 保 | 6 番 | 田 中 康 久 |
| 7 番 | 森 喜 人 | 8 番 | 田 代 はつ江 |
| 9 番 | 兼 山 悌 孝 | 10 番 | 山 田 忠 平 |
| 11 番 | 古 川 文 雄 | 13 番 | 上 田 謙 市 |
| 14 番 | 武 藤 忠 樹 | 15 番 | 尾 村 忠 雄 |
| 16 番 | 渡 辺 友 三 | 17 番 | 清 水 敏 夫 |
| 18 番 | 美谷添 生 | | |

4. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

12番 清水正照

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|------|----------------|------|
| 市長 | 日置敏明 | 副市長 | 青木修 |
| 教育長 | 石田誠 | 理事兼総務部長 | 田中義久 |
| 市長公室長 | 三島哲也 | 市長公室付部長 | 置田優一 |
| 健康福祉部長 | 丸茂紀子 | 郡上偕楽園長 | 清水宗人 |
| 農林水産部長 | 下平典良 | 商工観光部長 | 福手均 |
| 建設部長 | 尾藤康春 | 環境水道部長 | 平澤克典 |
| 教育次長 | 細川竜弥 | 会計管理者 | 乾松幸 |
| 消防長 | 桑原正明 | 郡上市民病院 事務局長 | 古田年久 |
| 国保白鳥病院 事務局長 | 藤代求 | 代表監査委員 | 大坪博之 |

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|------------------|------|-----------------|------|
| 議会事務局長 | 長岡文男 | 議会事務局 議会総務課長 | 古川義幸 |
| 議会事務局 議会総務課主査 | 武藤淳 | | |

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。

議員の皆様方には、9月8日開会以来、それぞれの執務、大変御苦勞さまでございます。いよいよ本日は最終日を迎えることになりました。よろしく御審議のほどをいただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の欠席議員は、12番 清水正照君であります。

本日の議事日程につきましては、それぞれお手元に配付してありますのでよろしくお願いをいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、11番 古川文雄君、13番 上田謙市君を指名いたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、審議の前に理事兼総務部長より発言が求められておりますので、許可をいたします。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

開会日、本会議におきまして、報告第14号 平成28年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告の中で、平成28年度の将来負担比率を「44.7%」と御報告を申し上げたところでございますが、その後におきまして岐阜県市町村退職手当組合から基金残高の訂正の連絡がありました。これが財政健全化判断比率の算出に影響するものでございます。財政健全化判断比率と、とりわけこの将来負担比率につきまして0.3%を押し上げることとなりまして、「45.0%」に訂正をさせていただきました。このことによりまして、報告第14号 監査委員の審査意見書、市長の開会時の挨拶等における財政健全化判断比率等の数値にかかわる部分につきまして訂正が必要となりましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

書類につきましては、本日、机の上に訂正をしたものを配付させていただきました。よろしくお願いをいたします。

大変御迷惑をおかけして申しわけありませんでした。

なお、決算認定特別委員会におきましては、御審議前に同趣旨の訂正を説明させていただいてお

りますので、申し添えさせていただきます。

以上です。

◎議案第84号から議案第86号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） それでは、日程2、議案第84号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程4、議案第86号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました3議案は、所管の総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 改めまして、皆さん方、おはようございます。それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきたいと思っております。

平成29年9月8日開会の平成29年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例3議案につきまして、平成29年9月22日開催の第3回総務常任委員会において、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過につきましては主な内容を報告いたします。

議案第84号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、国家公務員の育児休業等に係る人事院規則の一部改正に伴い、育児休業の承認及び期間の延長並びに育児短時間勤務の承認に係る特別の事情について、所要の規定を整備するものである。特別の事情として保育所等における保育の利用の申し込みは行っているが、当面その実施が行われない場合は、3歳に達する日まで再度の育児休業の取得が可能になること、育児休業の期間について2回以上の延長が可能になること、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合において、再度の育児短時間勤務の取得が可能になるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、現在の育児休業取得者数と所属の内訳について質問があり、育児休業は22人、産前産後休暇は4人が取得しており、合計26人である。内訳は、郡上偕楽園が3人、病院が9人、幼稚園・保育園が7人、一般職が7人であり、全て女性の取得であるとの説明がありました。

子どもの年齢要件は条例に入っているのかと質問があり、地方公務員の育児休業等に係る法律で定められているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第85号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

理事兼総務部長から、郡上市北部の斎場建設と供用開始に向けて、現行条例に明記されていない業務に係る規定を加えること、斎場集約により遠隔となる場合もあることから待合室を無料にする

こと、南部と北部の2つの斎場を拠点とし、名称を「郡上市南部斎苑」、「郡上市北部斎苑」に変更すること等について説明を受けました。

審査の中で委員から、死体の保管に関する業務について質問があり、白鳥斎場には霊安室がなく、八幡斎苑さつきは遺体を安置できるようになっているが、事件なら警察で安置され、病院で死亡されれば葬儀の手配となる。これまで霊安室の利用実績はないので、今後も南部だけの対応としたいとの説明がありました。

市外からの使用について質問があり、去年は全体で632体の火葬があつて、このうち、市外は17体であるとの説明がありました。

指定管理の方向性について質問があり、関係の事業者には説明をしてある。同業者間で問題が起きないよう、組合などをつくって運営してもらえれば将来的に指定管理もあり得るとの説明がありました。

身体の一部の範囲について質問があり、指でも身体の一部であるが、こうしたものや摘出臓器等は病院が業者に委託し処分され、火葬することはないとの説明がありました。

斎場使用料の区分から産汚物等の「等」を外すことについて質問があり、胎盤等は病院から業者に委託して処分されるため、対象となるものは使用したガーゼ等の汚物であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第86号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

消防長から、総務省消防庁から、防火対象物の消防用設備等の状況が消防法令等の規定に違反し、それが重大な場合は公表を実施するよう要請されている。現在のところ公表に該当する施設はないが、今後において増改築や用途変更、法改正等によって該当するところが出てくるのが考えられるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、公表の方法として、ホームページでは一般の人の目に触れることが少ないのではないかと質問があり、ホームページでの公表は最初の措置であり、改められない場合は建物に表示するなど、段階を追って周知方法を強めていくとの説明がありました。

年間の点検状況について質問があり、郡上市火災予防査察規程により、自動火災報知設備や屋内消火栓設備など重大な設備のある防火対象物は、1年に1回立入検査を実施している。防火対象物の件数は、平成29年3月31日現在で1,506件あり、立入検査は全て実施しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成29年10月2日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森喜人。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第84号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第84号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第85号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第85号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第86号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第86号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第87号から議案第109号までについて（委員長報告・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程5、議案第87号 平成28年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程27、議案第109号 平成28年度郡上市病院事業等会計決算認定についてまでの23議案を

一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました23議案は、決算認定特別委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の結果についての報告を求めます。

決算認定特別委員長、14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） おはようございます。決算認定特別委員会の報告をさせていただきます。

平成29年9月8日開会の平成29年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました平成28年度決算認定関係23議案につきまして、平成29年9月12日開催の第1回決算認定特別委員会、13日開催の第2回決算認定特別委員会及び14日開催の第3回決算認定特別委員会において慎重に審査をいたしましたので報告をいたします。

なお、全議員参加の委員会ですので詳細な報告は省略し、結果のみ報告させていただきます。

議案第87号 平成28年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第88号 平成28年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第89号 平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号 平成28年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号 平成28年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号 平成28年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第93号 平成28年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第94号 平成28年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第95号 平成28年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第96号 平成28年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第97号 平成28年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第98号 平成28年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第99号 平成28年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第100号 平成28年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第101号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第102号 平成28年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第103号 平成28年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第104号 平成28年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第105号 平成28年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第106号 平成28年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第107号 平成28年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第108号 平成28年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第109号 平成28年度郡上市病院事業会計決算認定について。

以上23議案につきまして、審査の結果、本委員会といたしましては全会一致で認定することに決定いたしました。

以上のとおり報告いたします。平成29年10月2日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会決算認定特別委員会委員長 武藤忠樹。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第87号 平成28年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第87号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第88号 平成28年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第88号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第89号 平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第89号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第90号 平成28年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第90号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第91号 平成28年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決を行います。

議案第91号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第92号 平成28年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第92号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第93号 平成28年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第93号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第94号 平成28年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第94号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第95号 平成28年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告

はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第95号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第96号 平成28年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第96号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第97号 平成28年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第97号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第98号 平成28年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第98号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第99号 平成28年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第99号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第100号 平成28年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第100号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第101号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第101号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第102号 平成28年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第102号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第103号 平成28年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第103号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第104号 平成28年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第104号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第105号 平成28年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第105号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第106号 平成28年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第106号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第107号 平成28年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第107号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第108号 平成28年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第108号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案のとおり認定することに

決定をいたしました。

議案第109号 平成28年度郡上市病院事業会計決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第109号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

◎議案第118及び議案第119号について(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程28、議案第118号 市道路線の廃止についてと日程第29号、議案第119号 市道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました2議案は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、5番 山川直保君。

○5番(山川直保君) それでは、産業建設常任委員会に付託された2議案につきまして、委員会より報告を申し上げます。

平成29年9月8日開会の平成29年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました市道の廃止及び認定の2議案につきまして、平成29年9月25日開催の第2回産業建設常任委員会において慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第118号 市道路線の廃止について。

審査に当たり、議案第118号及び議案第119号は一部関連があるため、一括議題として説明を求め、議案ごとにそれぞれ質疑及び採決を行いました。

建設部長から、市道神谷・棚井線については、道路改良により終点が変更となるため、路線を一旦廃止し、再度認定する。棚井区内1号線については、付近の公共用地に処分計画があるため、不要となる路線を廃止する。また、徳永支線については、道路の新設改良事業を行うため、路線を新たに認定するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第119号 市道路線の認定について。

本議案に関しては、議案第118号と一部関連があり、一括議題として説明を受けているので、質疑の経過から報告いたします。

審査の中で委員から、徳永支線の支障物件について質問があり、倉庫1カ所が移転補償の対象であるとの説明がありました。

徳永支線について線形上では終点は2点となるが、認定上の終点は1点でよいのかとの質問があり、起終点はそれぞれ1カ所が基本であり、この路線については主となる道路側の終点を表記しているとの説明がありました。

徳永支線の枝線先に位置する市営徳永団地の建築状況等について質問があり、昭和56年に建築され約36年が経過しているが、平成27年度に外壁修繕工事を実施し長寿命化対策を行っており、今後も住宅として管理していくとの説明がありました。

徳永支線について、これまで通っていた借地の所有者について質問があり、2名の所有であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としましては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成29年10月2日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 山川直保。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第118号 市道路線の廃止についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第118号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第118号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第119号 市道路線の認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

議案第119号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第119号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議発第4号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程30、議発第4号 全国森林環境税の創設に関する意見書についてを議題といたします。

説明を求めます。

まず、事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長（長岡文男君）

議発第4号

全国森林環境税の創設に関する意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成29年10月2日提出

提出者 郡上市議会議員 原 喜与美

賛成者 郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

賛成者 郡上市議会議員 山 田 忠 平

郡上市議会議長 渡 辺 友 三 様

裏面のほうに案がございます。

全国森林環境税の創設に関する意見書（案）ということでございます。

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など厳しい情勢にあるほか、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組

みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について、実現を強く求めるものである。

記

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改革において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月2日

岐阜県郡上市議会

(提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 農林水産大臣 環境大臣 経済産業大臣

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） それでは、ここで提案者の説明を求めます。

3番 原喜与美君。

○3番（原 喜与美君） 3番、原です。それでは、提案の説明をさせていただきます。

森林行政につきましては、私ども産業建設常任委員会の所管の中でございますが、市内の90%を占める山林を有するこの本市にとって重要な政策事項であります。

既に岐阜県を初め、全国37府県が独自の森林環境税を徴求し、山林の保全、また維持に努めているところでございます。

近年、特に局地的なゲリラ豪雨が発生し、それによる洪水や山崩れ、また地すべり等が発生いたし、流木の流出など、山林の整備不足が原因と見られる大きな災害が多発をしております。こうした災害防止と山林の保全維持はもとより、森林による温室効果ガス削減のための森林吸収源対策として活用するためにも、全国的にこの機運が高まっております。郡上市議会としましても、この意見書を政府に提出し、実現できるよう願っております。

議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（渡辺友三君） 質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 4番 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 4番、野田でございます。若干お尋ねしたいと思います。

今まで環境税という言葉は全国的にも、世界的にもこれ結構大きな話題にもなりますし、実際導入している国もたくさんあるわけですが、この環境税ではなしに、森林という限定を設けるのはなぜでしょうか。もっと私は広い意味で環境税という形で国民に負担を求めるということはあり得ても、森林に限定する必要はないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(渡辺友三君) それでは、答弁を求めます。

提案者。3番 原君。

○3番(原 喜与美君) 3番 原です。ただいまの4番議員の森林と限定するところはどうかというお話でございましたが、今のこの提案させていただきました全国森林環境税につきましては、先ほど説明をさせていただきました、既に37府県においてはこの環境税に似たようないわゆる税を徴収されまして、山林の保全に努めておられるところですが、全国、全体にはまだ行き渡っていないということから、これの全国版ということでこの環境税の整備を整えたいということでございまして、今は37府県ということはまだ全国満遍には実施されておらないということで、森林環境税という名前をつけさせていただいておるといふふうに私は考えて提案をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長(渡辺友三君) そのほか質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議発第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議発第4号については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 4番 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 4番、野田でございます。

ただいまの質疑で申し上げたことはまず第1点ありますが、私は一番大きなのは、この個人住民税の均等割の中にこれを活用するというような形になると思いますけれども、私はこれ以上国民に負担を課すべきではないと思っております。今まで私、述べてきましたように、国保を初め、本当

に国民にはこれからまた消費税10%に上げるという議論もある中で、本当に多くの国民は高負担を強いられているわけです。

もちろん、そうではない方もいらっしゃるでしょうけれども、国がこういう形で一律に負担を法的に整備するという事になれば、さらに大きな国民に対する負担が高まっていく。こういうのはできるだけやっぱり私は抑制的であるべきやと思います。

もし、この環境及び森林に対するさまざまな諸手当を拡充の必要があるならば、現行の税制の中でいろいろ工夫しながらやるのが私は妥当だと思います。したがって、これにはちょっと賛成いたしかねます。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 賛成の討論ありませんか。

14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） この森林環境税の創設に関する意見書であります。今、これ以上、国民に負担をかけるべきでないという御意見でありましたけれども、先ごろ、九州地方のほうで非常に災害が発生しました。その中で、テレビに映される画面を見ますと、非常に流木が被害を大きくする。そんな状況が見受けられました。日本の災害の中で、この森林をしっかりと守っていくということが本当に災害を防ぐために必要なことだと考えております。

そのためにも、国民みんなが、一人一人が森林に興味を持ち、それから里山をしっかりと整備して、災害を防ぐためにも一人一人が関心を持つためにも、こういった税を導入すべきだと考えておりますので、この意見書の採択にぜひとも皆様の御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺友三君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議発第4号について、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡辺友三君） 賛成多数と認めます。よって、議発第4号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議発第5号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程31、議発第5号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書」についてを議題といたします。

説明を求めます。

まず、事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長（長岡文男君） それでは、議発第5号でございます。

議発第5号

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に
基づく補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成29年10月2日提出

提出者 郡上市議会議員 森 藤 文 男
賛成者 郡上市議会議員 尾 村 忠 雄
賛成者 郡上市議会議員 山 田 忠 平

郡上市議会議長 渡 辺 友 三 様

ということで、裏面のほうをごらんください。

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書（案）ということでございます。

道路整備事業を計画的かつ着実に進めることは、地域経済の成長や住民生活の向上を図るとともに、災害時の救援活動、復旧復興等、市民の生命を守るライフラインの整備として必要不可欠である。本市においても、一般国道156号をはじめとする国、県及び市道の整備がまだまだ立ち遅れている状況にあり、道路インフラの老朽化対策、通学路における交通安全対策等多くの課題に直面するなか、安全安心で円滑な交通を確保する道路整備は急務であり、事業実施に係る持続的かつ安定的な財源の確保は極めて重要となっている。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定による補助率等の嵩上げが平成29年度までの時限措置となっており、道路財特法による嵩上げ措置の廃止は、地方自治体の運営に多大な影響を及ぼすとともに、道路整備の推進に一層の遅滞を招くこととなる。

よって、本市議会は、国に対し、迅速かつ着実な道路整備を引き続き推進するため、長期的かつ安定的な予算の確保と拡充を図るとともに、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月2日

(提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 国土交通大臣

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） それでは、提案者の説明を求めます。

2番 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） 2番 森藤です。

ただいま議題になっております「道路整備事業に係る財政上の特別措置に関する法律」（道路財特法）に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書について、提案説明を行います。

今ほど議会事務局長さんが朗読されましたこの趣旨のとおりであります。道路は地域経済の活性化や持続的な成長、市民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活に欠くことのできない重要な社会資本の一つであります。

特に本市において社会資本整備、総合交付金事業を毎年実施しており、国からの補助率が下がることは市の財政にとっても大きな影響を及ぼすことになります。

したがって、この道路財特法の規定による補助率の嵩上げの継続を国に対して強く求めることは、本市にとって必要な措置と考えます。

議員各位の御理解、御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議発第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議発第5号については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議発第5号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議発第5号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎請願第3号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程32、請願第3号 国民健康保険の県単位化に伴い加入者負担の大幅軽減を求める意見書提出の請願書を議題といたします。

所管の文教民生常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果について御報告をいただきます。

文教民生常任委員長、6番 田中康久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 平成29年9月8日開会の平成29年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1議案につきまして、平成29年9月26日開催の第3回文教民生常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第3号 国民健康保険の県単位化に伴い加入者負担の大幅軽減を求める意見書提出の請願書。

紹介議員から、国保の世帯主の職業構成の変化により、現在の割合は被用者と無職が大半を占めている。年間国保保険料（税）と国庫負担金の推移の関係では、1人当たり国保料（税）は年々増加しており、2015年には9万2,124円、加入者世帯の平均所得は徐々に下がり139万円となっている。市町村国保の収入に占める国庫支出金の割合が1980年は57.5%であったが、2015年は20.3%になって減少している。国の補助が下がれば加入者の負担をふやさざるを得ないと説明を受けました。

審査の中で委員から、県単位化になり、保険料が上がるのは困るとの意見がありました。国や県に意見を述べるだけではなく、市民が病院にかかることが少なくなるような意識改革も必要ではないかとの意見がありました。

国民健康保険制度自体の仕組みを見直した方がよいのではないかとの意見がありました。国民健康保険制度をいかにして守っていくかという思いは理解できるが、加入者負担の大幅軽減とか国庫負担割合の大幅な拡充など、「大幅な」という表現では実現が難しい意見書になるのではないかとの意見がありました。実現可能性が高い内容の意見書を提出したらどうかとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては賛成少数により本件を不採択とすることに決定いたしました。平成29年10月2日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田中康久。

以上であります。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

討論、採決を行います。

請願第3号に対する討論の通告がありますので、討論を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番、野田です。あらかじめ通告をさせていただきましたので、したがいまして討論をさせていただきます。

ただいまの委員長報告の内容は、前半はこの国保のいわゆる構造的問題と、これは皆様方周知のことですので、ここではあえてもう申しませんが、ともかく今、県単位化に伴って非常に大きな問題はやっぱり保険料の引き上げが現実のものになるのではないかと。多くの国民や市民は危惧しております。これを当面解決するには大幅な国庫負担しかない。それ以外には加入者負担をふやすか、あるいは自治体の繰り入れを大幅にふやすか、これしかないということなんです。道はそれしかないということならばどうするのか。やっぱり私たちは国にそれを大きくふやしていただくことも求めなければならないと私も思いますし、多くの市民も感じているがゆえに、この請願が出されたものと思います。

私は、きょう、この討論の中で、皆様方に、議員の皆様にごひともこういう観点、今から申し上げる観点をお考えいただきたいという討論をさせていただきたい。

そもそもこの請願というのは、御承知のとおり、市民や国民が憲法第16条の規定に従って権利として保障されているものなんです。平穩に何人たりともこの請願の権利は保障されると、こういうものですから、可能な限り、これは受け入れて、そして国に届けるのが私たち市議会の責任だろうと思っております。

先ほどの委員長の報告の中に、ほぼ中ほどですが、保険料が上がるのは困るとの意見。これ、委員そのものもこうして思っている。その下の行には、病院にかかるのはできるだけ抑制するという方向も、まあこれもやむを得ん以外はできるだけお金がかからんようにするというのもあるかもしれません。そして、そもそも国保のこの機構組織そのものが大問題だから、これを何とか根本的に変えていくという方向、こうしたことは、こうした御意見は、この請願を不採択にする理由にはならないと思う。

どこに理由があるのか。私が見る限り、また当日委員会の中でこの請願を不採択にする理由はただ一つ、「大幅」という言葉でございます。その一番最後にありますように、実現可能な意見書を議員として出していく方向をとるならば、「大幅」を削ればいいじゃないですか。

どの道、請願をもとに意見書をつくるのですから、そういう修正は大いに可能であり、こういう文言がよろしくないということで門前払いをするということは、私は国民の請願権をないがしろにし、門戸を狭めてしまうことになると思う。可能な限り、前向きに、こういう請願は取り上げてい

ただきたい。

もとより、願意が合わないとか、事実認定で大きな間違いがあるとか、そういう採択の理由としては、不当な場合はもちろんそれは当然です。しかし、大筋で納得できる。この委員長報告にはないんですけども、細かくは書いてないんですが、当日のこの委員会の中では、「願意は妥当である」とか、「趣旨については納得できる」という言葉が出てきているんですよ。だったら、ぜひとも私は採択をしていただきたい。不採択にする理由はほとんどないと私は思っております。

市民が江戸時代の駕籠訴ではないですが、いわゆるお上に対して物申す、お願いをするということとはなかなかできないことなんです。数少ないその請願の機会をこの場で門前払いをしないように、前向きに取り上げて、積極的に届ける努力をしていただきたいと思うのであります。どうか、この国民の政治的な要求、これを芽をつまないで伸ばす方向を御努力をお願いしたいと思えます。

以上申し述べまして、討論といたします。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） ただいま請願の不採択に対する反対の立場での討論でありましたが、ほかに討論はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 13番、上田です。ただいまの国民健康保険の県単位化に伴い加入者負担の大幅軽減を求める意見書提出の請願者の採択に反対する立場から意見を述べます。

請願書の内容は、国民健康保険の都道府県化が施行されると、保険料が増額になる。法定外繰り入れが行われなくなるなど、極めて悲観的な視点からの主張であります。国保の都道府県化、都道府県単位化の目的は、現在の市町村が運営する国保が抱える被保険者の年齢が高く、低所得者が多く、小規模保険者が多いといった構造的な問題を解消するために都道府県が国保の財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営と効率的な事業展開をすることにより、国民健康保険制度を安定化するために行われるものであります。

また、公費を拡充して、高過ぎる保険料を値下げしたいと解釈できるような論調であります。国が国保の都道府県単位化に向けて行う平成30年度からの1,700億円の公費拡充については、国保税の税率を下げるのではなく、国保会計の赤字解消に充てるなど、健全な財政運営を早急に行うためのものであります。

さらに、郡上市においては、国民健康保険制度改革の初年度となる平成30年度の国保税は、保険税の全体で被保険者の負担増にならないように基金を有効に使い対応したいとの考えであります。

さて、私たちが議会活動あるいは議員の活動において、その行動の一つのよりどころにしております議員必携によりますと、請願の採択基準は願意の妥当性と実現の可能性で判断するとされております。また、実現まで相当な期間を有し、実現が困難と認められるものについては、不採択と割

り切り、採択に慎重であることが住民の信頼を得ることになると解説されております。

そうした観点から、請願の内容を精査いたしますと、新制度施行に伴い、国に支援を求めるといふ願意には共鳴するものの、大幅な拡充となりますと、これはまことに不条理な考えであると判断いたしますので、不採択の立場をとらせていただきます。

同志議員の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決をいたします。

請願第3号に対する委員長の報告は、原案を不採択とするものでありますが、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡辺友三君） 賛成少数と認めます。よって、請願第3号は不採択とすることに決定をいたしました。

◎議報告第9号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程33、議報告第9号 中間報告についてを議題といたします。

産業建設常任委員会、文教民生常任委員会、広報広聴特別委員会、議会改革特別委員会、空き家・移住対策特別委員会の視察研修報告を別紙写しのとおり提出いたしましたので、お目通しいただき、報告にかえさせていただきます。

以上で、議報告第9号の報告を終わります。

ここで暫時休憩といたします。開会を10時55分といたします。

（午前10時43分）

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

○議長（渡辺友三君） それでは、ここで日程の追加をしたいと思います。

議案第120号 平成29年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について、議案第121号 工事請負変更契約の締結について（（仮称）郡上市歴史資料・文化財収蔵施設新築（建築）工事）、議発第6号 持続可能な国民健康保険制度に対する国の財政支援等を求める意見書についての3議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認め、日程に追加をいたします。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

◎議案第120号について（提案説明・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程34、議案第120号 平成29年度郡上市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第120号、よろしく申し上げます。

平成29年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年10月2日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、平成29年度一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによると。

表題部を省略いたしました。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ295億9,097万8,000円とする。

2項を省略いたします。

地方債の補正につきましては、第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によるということでございます。

おめくりをいただきまして、3ページところ。1枚おめくりいただきますと、全体の歳出で、今般、衆議院が解散となり、10月10日公示、22日選挙と、投開票ということとなってまいりましたことにつきましての選挙に関する経費を計上するものでございます。3,800万円。

それから、先般の8月の中旬から19日、また21日までの部分もありますが、この間に発生をいたしました豪雨災害に対しましての災害復旧ということで、農林水産業施設災害復旧費が1,770万、公共土木施設災害復旧費が6,480万円、合わせまして災害復旧事業が8,250万でございます。

以上の歳出総額で1億2,050万ということでございます。

もう1枚おめくりをいただきまして、先ほどの地方債の関係ですけれども、補助災害復旧事業につきまして2,800万円限度額ということで追加をさせていただくものでございます。

本日、この議案のほかにも事業概要説明一覧表、また災害箇所一覧図をお配りさせていただいております。御審議をよろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） ただいま説明のありました議案第120号につきましては、議案付託表のとおり

り予算特別委員会に審査を付託いたします。なお、質疑については予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました議案第120号については、会議規則第44条第1項の規定により、本日、10月2日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第120号については、10月2日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。

(午前10時43分)

(午前11時01分)

○議長(渡辺友三君) それでは、休憩前に引き続き、日程34、議案第120号 平成29年度郡上市一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

予算特別委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果について御報告をいただきます。

委員長、15番 尾村忠雄君。

○15番(尾村忠雄君) 予算特別委員会報告書。

平成29年9月8日開会の平成29年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第120号 平成29年度郡上市一般会計補正予算につきまして、平成29年10月2日開催の第8回予算特別委員会において慎重に審査いたしましたので、報告いたします。

なお、全議員参加の委員会ですので詳細な報告は省略し、結果のみ報告いたします。

議案第120号 平成29年度郡上市一般会計補正予算(第3号)について。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上のとおり報告いたします。平成29年10月2日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会予算特別委員会委員長 尾村忠雄。

以上です。

○議長(渡辺友三君) 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 討論なしと認め、採決を行います。

議案第120号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第120号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第121号について(提案説明・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程35、議案第121号 工事請負変更契約の締結について((仮称) 郡上市歴史資料・文化財収蔵施設新築(建築) 工事) を議題といたします。

説明を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長(細川竜弥君) 議案第121号 工事請負変更契約の締結について((仮称) 郡上市歴史資料・文化財収蔵施設新築(建築) 工事) 。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成29年10月2日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1 契約金額、増額2,713万7,160円。変更前4億7,790万円。変更後5億503万7,160円。
- 2 契約の相手方、郡上市大和町剣1760番地、株式会社ヤマシタ工務店、代表取締役 山下健一。
- 3 工事の場所、郡上市八幡町中坪地内。
- 4 変更の理由、外構工事の追加による。

1枚おめくりいただきますと、裏に資料がついてございます。もう少し詳しい内容のほうを説明させていただきます。

なお、議案のところで御説明しました項目につきましては、省略をさせていただきます。

4番の工期でございます。当初、平成28年9月30日より平成29年10月31日。変更、平成28年9月30日より平成30年3月20日。

請負金額は説明のとおりでございます。

7番の変更理由でございます。外構工事の増工による増ということでございます。

本施設の外構工事については、当初設計では本体建築工事に含めて設計を進めていたが、県道乗入協議において既設横断歩道の移転問題で地元自治会及び岐阜県公安委員会との協議に多くの日数を必要とすることとなったため、施設開館日程の都合上、先行して本体工事のみを発注していた。今回関係機関との協議がまとまったため、外構工事分を本体建築工事の変更事項として追加施工す

る。

外構工事の内容でございますが、構内舗装工事。ちょっと文字が間違っておりまして、申しわけございません。学校の「校」が書いてございますが、構造の「構」でございます。構内舗装工事、アスファルト舗装1,872平米。雨水排水工事、可変側溝、36メートル、U型側溝29.5メートル。外柵工事、転落防止柵、高さ1.1メートル、長さ165メートル。車止めポール22箇所。縁石工事、地先境界ブロック28.1メートル。乗入改修工事、乗入口、幅12メートル、1箇所でございます。

次のおくめりいただきました図面で説明させていただきたいと思いますが、通常、この建物の建築の工事でございますと、今回お願いをいたします外構の工事でございますが、本体の建築工事と附帯工事ということで含めまして契約をさせていただくという内容でございますが、先ほど説明させていただきました旧中坪庁舎の出入口のところ、図面の右側でございます県道上にゼブラマーク、横断歩道が書いてございますが、このところがちょうど旧中坪の庁舎では車の出入口になっておりまして、当初、ここをこの新しい施設の出入口というふうに想定をしておりましたが、横断歩道につきましてはこういう車の出入口からは5メートル以上離さなければならないということがございまして、当初はこの既設横断歩道というのを図面より下、市街地に近いほうですね。「第1案」と書いてございますが、こちらのほうに動かすか、あるいは逆に図面の上方でございます。これは市街地から離れます中坪交差点のほうに移動させるということで検討をしておりました。

しかし、どちらにいたしましても、例えば第1（案）でございますと、既にごございます横断歩道からは原則100メートル以上離れていなければならないといったようなことがございまして、第1案でございますと旧八幡町の保健センター、現在の八幡公民館の前あたりに横断歩道がございまして、ここからでございますと93メートルほどということで、100メートル。もう100メートルが絶対なければならないということではございませんが、ということで、そういう障害がございます。

それから、第2（案）につきましては、それはクリアができますけれども、いずれにしましても横断歩道でございますけれども、横断者が安全にたまる場所が確保ができるかとか、それからもう1点は地元の方がやはり使われます。近くなる分には恐らくよろしいかと思いますが、遠く離れて遠回りをしなければならない。しかもそれがより危険なところを通過といったようなことが発生をいたしますと、やはり地元の方と協議が必要となります。

それからもう1点、通学路にもなっておりまして、通学路でも今申しましたとおり、横断歩道が動くことによりまして、やや危険なところを通るといったようなことが発生しないかどうかといったようなことも協議が予想がされましたので、昨年、本体の契約を結ばさせていただきます際に相当どちらの案にしましても協議に日数を要するだろうと。そうしますと、本体工事に含めておきますと、これが29年度内に終わらないおそれが出てくるといったようなことから、一旦、この外構工事についてはその協議が整うまで切り離して契約をさせていただくということで、本契約を今年の

9月にお認めをいただいたわけでございます。

なお、最終結果といたしましては、この横断歩道を動かすよりも、もう1点が横断歩道のすぐ左側でございます「NTT柱」と書いてございますが、こちらも実は単なる柱、電線を支えておる柱ではございませんで、地下ケーブルが立ち上がってきておりますので、これを動かすということになりますと、これがまた県道のほうの地下ケーブルの工事からまた入ってくるといったことで、非常にこれも経費を要するということがわかりまして、最終的には新乗入口というふうに書いてございます。こちらのほうにこの施設の乗り入れを設けるということで決めさせていただきました。

なお、この新乗入口にいたしますと、1点デメリットと申しますか、懸案の事項といたしましては、こちら借地部分でございますので、例えば地権者の方がここをもう返してほしいということがございましたときに、この施設の出入口がなくなるというふうなおそれがございましたので、当初は横断歩道を動かすといったようなところも検討しておりましたが、地権者の方への御説明ですとか、あるいは仮に地権者の方がこのこの乗入口を返してほしいといったことで使われないということになりますと、乗入口部分もそうでございますが、お借りしまして、いわゆる観光駐車場的機能ということで使っていこうといったような部分、この部分が使えないということですので、そうしますとこの収蔵施設そのものとしたしましては、収蔵施設への来場者の駐車場ということでありましてとこんなに大きな新乗入口といったようなものはつくらなくてもいいだろうと。そうしますと、現在ございます建物の市の土地の部分で対応ができるだろうと。

それから、外側に柵をつくりますけれども、物すごい頑丈な柵ということではなくて、すぐに改良の工事もできるといったようなことで、こちらの最終的には新乗入口といったようなところで、ここをこの施設の乗入口にさせてもらうということで決定をさせていただきまして、地元の自治会の方にも事前に御了解をいただきました。

それから、新乗入口が幅が12メートルとなっておりますので、非常に広うございます。現行の旧中坪庁舎の乗り入れ幅約5メートルでございますので、これがなぜこんなに広いかといったようなことでございますが、ここが観光バスの駐車場ということは想定をしておりませんが、何らかのかげんで観光バスを、あるいは大型車両をどうしても乗れ入れをしたいというような事態が発生しましたときに、それに対応できるように広目にとつてございます。通常ときには、ちょうどこの新乗入口、向かいまして左手側のところに黒いボツのようなものがついておりますが、ここは通常の場合は普通車が安全に乗り入れることができる幅ということで使いまして、何かのときに観光バスあるいは大型車両が出入りしなければならないといったようなときに、そのポールを取り外しまして大型車でも入れるようにしたいという対策ということで、新乗入口をこちらのほうへつくらせていただきたいという内容のものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） ちょっと1点お伺いします。2点か。

まず、これ、本体工事は10月31日までの期間だったので、これはきっちりと10月31日までに終わるといふ見込みであるかどうかをお尋ねしたいことと、今回変更されるこの外構工事内容見ますと、大体土木工事に近いんですが、このためにわざわざ4カ月半の工期延長をされる必要がなぜあるのかと。もっと、このぐらいの工事ですとこんなにとらなくてもいけるんじゃないかなということをお聞かせいただけますので、早く開館できるように進められたらということをお聞かせいただけますが、どうしてかということ。

あと、建築の設計の経費率と土木関係のほうの設計の経費率とは違うんじゃないかなということも思うわけなんですけど、そのあたりをどのように計算されたかということをお聞かせしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） ただいまの議員御質問のとおり、まず1点目でございますが、工期のほうの変更が10月31日が30年の3月20日というふうに延びますが、この本体の工事部分につきましては予定どおり進んでおりまして、10月31日までに完成する見込みでございます。それで、一応出来高検査をいたしまして、この建物につきましては部分引き渡しを受けて開館の準備を進めていきたいというふうに思っております。

それから、この外構工事ですが、通常でございますと、これから冬に向かっていくということもございまして、その舗装のほうがちよっとどのくらいになるかということで、ややちょっと安全を見ております。先ほど申しました建物のほうにつきましては、もう完成を受けて早目に進めるということがございますので、やや長目にとらせていただいたというものでございます。

それから、3点目の御質問でございますが、もしこれを、この変更契約でございます。変更契約のほうは建築でございますので、建築の諸経費率というのを適用をいたしまして、その諸経費率がこの案件では14.55%でございますが、もしこれを例えば単独発注でいたしますと駐車場舗装ということ、舗装になりますので、土木の諸経費率を使うということになります。この場合には、この土木の諸経費率もほかの諸条件でやや変わってきますが、もしここを土木で行うとしますと69.32%の経費率というふうになっております。

○議長（渡辺友三君） よろしいですか。

（5番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） ということは、今、この変更後の部分の工事については、その土木の経費率を用いた設計だったわけでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） この変更の2,713万7,160円でございますが、これは建築のほうの諸経費率を用いております。と申しますのは、先ほど申し上げましたとおり、この建物の建築費に比べまして、通常は建物をつくりますと建物周囲の舗装、それから一部の駐車場部分の舗装というのがございますので、同じ経費率でこれまでも積算を、建築の諸経費率で積算をしてきておりますので、これは建築の諸経費率を用いさせていただいたというものでございます。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第121号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第121号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第121号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第121号については原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議発第6号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程36、議発第6号 持続可能な国民健康保険制度に対する国の財政支援等を求める意見書を議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長（長岡文男君）

議発第6号

持続可能な国民健康保険制度に対する国の財政支援等を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成29年10月2日提出

提出者 郡上市議会議員 上 田 謙 市

賛成者 郡上市議会議員 清 水 敏 夫

賛成者 郡上市議会議員 野 田 勝 彦

郡上市議会議長 渡辺友三 様

裏面のほうをお願いいたします。

持続可能な国民健康保険制度に対する国の財政支援等を求める意見書（案）

国民健康保険制度（以下 国保）は国民皆保険制度の基盤として国民の生活を支える重要な役割を担っている。

昨今の医療費需要の増加を受け、国保は、都道府県が財政運営の中心的な役割を担う新制度への移行が平成30年4月1日から予定されている。

国保の被保険者の負担が限界に近づいていることを踏まえ、新制度を持続可能なものとするため、下記の事項を要望する。

記

- 1 国民健康保険の都道府県単位化にあたっては、安定財源確保という観点に立って、国庫負担金の割合を引き上げること。
- 2 他の医療保険制度より負担感が強い保険料を是正するため、更なる財政措置の検討を図ること。
- 3 新制度の移行後においても、医療保険制度の安定的運営が持続するよう、今後とも地方と協議の上、改革に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年10月2日

岐阜県郡上市議会

（提出先）

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 内閣官房長官

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） それでは、提案者の説明を求めます。

13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 13番 上田です。ただいま議題に付されております持続可能な国民健康保険制度に対する国の財政支援等を求める意見書の提案者の一人といたしまして、若干の提案理由を述べます。

さきの請願の討論でも触れましたけれども、来年4月1日から都道府県が保険者になり、財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営と効率的な事業展開を目指して、新しい国民健康保険制度が始まります。

平成28年12月、全国知事会では、国に対し新制度に移行するにおいて、国民健康保険への財政支援拡充の確実な実行を求める要請を行っております。

同じく28年、郡上市においても国保保険者の都道府県への移行に向けて、移行に伴う業務の軽減、移行までの安定財源の確保並びに国庫負担金定率分の負担割合の引き上げを地元出身の国会議員の先生に要望されておるところであります。

そうした経緯を重視しながら、本市議会にあっても同様の要望事項の意見書を提出するという提案であります。

本意見書の提出について議員各位の賛同をお願いして、提案者の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺友三君） それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議発第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議発第6号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議発第6号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議発第6号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎市長挨拶

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の日程全て終了いたしました。

ここで、市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成29年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る9月8日開会以来、本日10月2日に至るまで25日間にわたって、平成28年度の決算審査を初め、条例の改正、補正予算等の議案につきまして、終始慎重なる御審議をいただき、本日の追加提案2件も含めまして全て御議決をいただきました。まことにありがとうございます。審議の過程や一般質問等でいただきました御指摘や御意見等につきましては、これらを今後の市政運営の課程の中で踏まえてまいりたいと存じます。

これから年末にかけて各議員の皆様方には、例年にも増してお忙しい日々が続くかと思いますが、どうぞ健康に十分御留意をいただきまして御活躍くださいますよう祈念申し上げまして、御挨拶といたします。ありがとうございます。

○議長（渡辺友三君） ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（渡辺友三君） 平成29年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る9月8日から本日10月2日までの25日間にわたり、23会計の決算認定、補正予算など市政の諸案件につきまして極めて慎重に御審議いただき、全議案滞りなく議了することができました。議員各位の御協力に深く感謝申し上げます。

また、大坪、兼山、両監査委員には、決算審査から決算認定となるまで本定例会に長期にわたり、まことに御苦勞さまでございました。心より御礼を申し上げます。

市長を初め、執行機関の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますよう要望する次第であります。

議員各位並びに執行機関各位におかれましては、健康に十分御留意いただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これもちまして、平成29年第3回郡上市議会定例会を閉会といたします。
大変御苦労さまでございました。

(午前11時47分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 古 川 文 雄

郡上市議会議員 上 田 謙 市